

任意継続被保険者加入について 申請者保存用

●加入条件

- ・退職日以前までの被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること。
- ・「任意継続被保険者資格取得申請書」が資格喪失日より20日以内に健康保険組合に必着すること。

●加入期間

- ・**2年間**。健保法第38条により次の①～⑤の理由以外では中途脱退（資格喪失）できません。
 - ①加入期間の2年間が満了したとき
 - ②再就職しその勤務先の健康保険に加入したとき
 - ③保険料の納付期日までに保険料を納めないとき
 - ④被保険者（本人）が死亡したとき
 - ⑤後期高齢者医療に加入したとき

・国民健康保険に加入及びご家族の扶養家族になるという理由では脱退できません。

- ・再就職が決まった方は健康保険組合までご連絡ください。（還付請求書により保険料を還付する場合があります）

●申請方法

「任意継続被保険者資格取得申請書」に必要事項を記入、ご捺印のうえ在籍している会社の健康保険窓口を經由して三菱自動車健康保険組合までご提出ください。

※引き続き扶養家族を扶養する場合は「任意継続加入時被扶養者届」及び扶養申請者(19歳以上)の所得証明書、学生の方は有効期限が確認できる学生証(写)または在学証明書を添付のうえ申請してください。

扶養申請者の扶養資格の審査を致します。なお審査により追加書類を依頼することもあります。

また、引き続き扶養することが出来ない場合もありますのでご承知置きください。

●健康保険料について

- ・保険料については退職時の標準報酬月額と当健保組合加入者の平均報酬月額とを比べて低い方の月額に保険料を掛けて算出します。また、事業主(会社)負担が無くなるため全額自己負担となります。

※40歳以上65歳未満の方は介護保険料も含まれます。

- ・国民健康保険は前年度の収入や加入者の増減に応じて保険料の変動がありますが、任意継続者は保険料率の改定および平均標準報酬月額の変動がない限り原則2年間保険料の変更はありません。

●保険料納入方法等

- ・退職後、「任意継続被保険者資格取得申請書」と在職中の被保険者資格の喪失届が会社から提出され次第、「任意継続被保険者保険料納入通知書」を申請書に記載の住所に送付致します。
- ・任意継続被保険者保険料納入通知書に記載の健康保険組合指定期日までに、保険料を納付してください。保険料の入金確認ができない場合は申請自体がなかったものとなりますのでご注意ください。
- ・保険料は納入もれによる資格喪失を防ぐ観点から、単年度毎の前納一括払い（割引あり）を原則としておりますのでご協力ください。
- ・任意継続被保険者保険料納入通知書に記載の保険料が、指定口座（三菱UFJ銀行）に入金された事が確認出来た段階で任意継続の保険証を簡易書留郵便にて送付致します。
- ・納入通知書は保険料の額を通知するために送付するものであり、保険料の期日内納付の義務は被保険者にありますので、納入通知書が届かない場合は必ず健康保険組合までお問い合わせください。

●その他

- ・任意継続被保険者証を受け取るまでに医療機関にかかる場合は、医療機関に「任意継続保険の申請中である」旨を申し出て医療機関の指示に従ってください。
- ・任意継続健康保険料納入証明書が必要な方はお電話にてご連絡ください。
- ・保養所・ドックについては在職時と同様にご利用になれます。利用方法等は健保ホームページにてご確認ください。ドックを利用する場合は、受診日の2週間前までにインターネットにてお申込みください。（ご自宅がインターネット環境にない方は下記健保窓口までご連絡願います。）なお2週間前までにお申し込みがない場合は補助出来ません。
- ・健保ニュース等配布物は省略させていただいておりますが健保情報については健保ホームページに記載させていただいております。健保HPアドレス <http://www.mitsubishi-motors-kenpo.or.jp>

●問い合わせ先

〒108-8410 東京都港区芝浦3-1-21 三菱自動車健康保険組合

問合せ受付時間 平日（月～金） 9時～12時 13時～17時 電話：03-6852-5150